



第3回

民間活動からみた シティズンシップ教育の現況

中京大学現代社会学部准教授 森田 次朗
大阪大学大学院人間科学研究科准教授 北山 夕華

第1回・第2回にかけて、労働党政権によりシティズンシップ教育が導入されてから、政権交代を経て今日に至るまでの教育政策の変遷を概観した。では、こうした制度改革は、学校現場にどのように伝えられ、シティズンシップ教育の実践に反映されているのだろうか。

イングランドでは、教育の質を保証する制度としてナショナル・カリキュラムと学校査察制度があるが、教材については教員側に委ねられており、教科書検定制度もない。そうした中、シティズンシップ教育の普及や教職員研修に関して重要な役割を担ってきたのが非営利団体である。

本稿では、英国でシティズンシップ教育の啓発活動に力を入れている民間団体の事例を取り上げ、イングランドにおけるシティズンシップ教育の現在について探ってみたい。

シティズンシップ教育と ロンドンの民間活動

筆者(森田、以下同)は、2019年9月より3名の共同研究者とともに、「『市民』に必要な能力は何か」というテーマのもと、英国と日本のシティズンシップ教育について比較調査を実施している。とくに英国を比較対象としたのは、シティズンシップ教育に関する歴史的な蓄積があり、学校現場に限らず非営利団体の啓発活動も幅広く展開されているため、近年、主権者教育に注目が集まる日本の社会状況を考える際に、有益な示唆が得られると考えたからである。

筆者は、新型コロナウイルスが拡大する以前(2019年9月、2020年2月)に、ロンドンでシティズンシップ教育の普及活動を実施している民間



ACTのオフィスが入るビルの外観(森田撮影:2019年9月)

団体の中でも、教員研修や教材提供などの面で影響力のあるアソシエーション・フォー・シティズンシップ・ティーチング(Association for Citizenship Teaching、以下「ACT」)を訪問した。ACTは、シティズンシップ教育の実践や若者の市民的参加の支援を目的とし、2001年に当時のシティズンシップ教育諮問委員会の委員長だったバーナード・クリックによって設立された団体である。

今回は、同団体の代表者であるリズ・ムアーズ氏に行ったインタビューから、ACTの活動理念と内容について紹介したい。

ACTにおけるロビー活動と テーマの多様性

第一に、ACTの活動について特筆すべきは、その政策提言活動である。英国ではナショナル・カリキュラムが導入されているといっても、地方教育行政当局の裁量の幅がきわめて広いため(北山 2014: 82-85)、地域や学校単位の個別的な実情を教育省に届けるため、しばしば研究者や教職員組織、人権擁護団体をはじめと

<参考文献>

・ Association for Citizenship Teaching.
<https://www.teachingcitizenship.org.uk/> (2021年2月15日アクセス).

表 ACTの情報誌の特集テーマ

年	タイトル
2020	「政治的リテラシー再考」 「情報の混乱/無秩序」
2019	「シティズンシップを通じた経済・金融教育」 「能動的シティズンシップと社会的行動」
2018	「真剣に話そう」 「クリック・レポートから20年」
2017	「人権教育」 「右派、プレクジット、抗議団体の台頭」
2016	「信仰とシティズンシップ」 「論争的なテーマを教える」
2015	「シティズンシップとアート」 「2015年総選挙」
2014	「2014年カリキュラムの実践」 「権利と自由の祝賀年」 「優れたシティズンシップ教育を構想する」
2013	「教育を通じた平和構築」 「第一次世界大戦から100年」 「シティズンシップ教育の国際的な視座」
2012	「公正」 「ディベート」 「博物館、図書館、アーカイブ」

(ACTのHPより筆者作成。適宜意訳)

する様々なステークホルダーにより「ロビー活動」が実施されることになる(ムアーズ氏へのインタビューより)。このACTにおいても、団体が掲げる「シティズンシップ教育を通じて、アクティブで見識の広い市民になること」という理念を達成すべく、中央・地方教育行政機関や大学・研究機関等に様々な働きかけを行っている。

第二に注目すべきは、シティズンシップ教育という名称のもとで取り上げられているテーマの多様性である。ACTでは、毎年、紙媒体と電子媒体の双方で、主にシティズンシップを教える教師向けに『シティズンシップを教える』(Teaching Citizenship)という情報誌が発行されており、そこでは様々な教材や最新の教育動向が紹介されている。その過去9年分の見出しを整理したのが、表の通りである。

これをみると、シティズンシップ教育として取り上げられた領域は、政治教育(2020年)はもちろん、情報教育(同上)、金融教育(2019年)、オラシー(話し言葉の運用能力)(2018年)、人権教育(2017年)、宗教教育(2016年)、芸術教育

(2015年)、平和教育・歴史教育(2013年)、社会教育(2012年)ときわめて多岐にわたる。

このように、ACTでは労働党政権から保守党政権へと教育政策の方向(革新/保守)が変遷する中で、そうした方向性を問わず、ナショナル・カリキュラムを「絵に描いた餅」にしないための具体的な方策が考案され、そのための普及活動が展開されていると言えるだろう。

■ 日本のシティズンシップ教育への示唆

以上の事例から、日本社会にとっていかなる示唆が得られるだろうか。

注目すべきは、表でみられたように、ACTでシティズンシップ教育の枠内で扱われているテーマの多様性である。日本では、シティズンシップ教育というと、投票行動に代表される政治教育(18歳選挙権)の文脈に引きつけて議論されることが多い。

しかし、たとえば若者を対象に、市民の権利として投票行動を促そうとしても、そもそも「外国人」(非市民)であることを理由に、当該若者に投票権が付与されていなければ、議論の大前提に乗ることができない。今回の事例から示唆されるのは、そもそもシティズンシップとは何か、あるいは、多数派/少数派の違いによらず市民とは誰かという観点から、「市民に必要な能力」の内実を領域横断的に議論することの重要性ではないだろうか。

ただし、市民に必要な能力のあり方を議論することは、時に『特定の能力』を獲得していなければ、『市民ではない』という排除の論理につながる危険性がある。この点は、第5回に議論したい。

もりた じろう 1981年生まれ。2018年より現職。博士(文学)。専門は社会学(不登校研究)。主な論文に「フリースクールの諸実践から「生きられたシティズンシップ教育」を構想する」『社会学論集』(中京大学大学院社会学研究科、2021年)等。